

学院発第19526号
令和2年3月25日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
名 称 学校法人 立教学院
代表者の氏名 理事長 白石 典義

立教大学原子力研究所
原子炉施設に係る保安規定の変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第37条第1項の規定に基づき、令和2年1月21日付け学院発第19419号をもって申請した立教大学原子力研究所の原子炉施設の保安規定の変更認可申請書の一部補正致します。

記

1. 補正の理由

別紙1のとおり。

2. 補正に係る事項

令和2年1月21日付け学院発第19419号をもって申請した立教大学原子力研究所の原子炉施設の保安規定の変更認可申請書の記述を、別紙2の新旧対照表のとおり補正する。

補正の理由

- 1) 原子炉施設の保守に関し、許認可を必要としない機器の取替えについて、その基準と研究所内手続きを定めるため。
- 2) 原子炉施設の保守に関し、許認可を必要としない部品の取替えについて、その基準を明確にし、研究所内手続きを改めるため。
- 3) 第1)項に該当しない許認可を必要とする機器等の取替えについて、研究所内手続きを明確にするため。
- 4) その他、記載の適正化のため。

一部補正に係る新旧対照表

(赤字は現行保安規定からの変更箇所を示す。)

原子炉施設の保安規定の変更認可申請の一部補正に係る新旧対照表（赤字は現行保安規定からの変更箇所を示す。）

補正前（令和2年1月21日申請時）						補正後						補正の理由			
立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定						立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定						本欄に記載した補正の理由の番号は別紙1のとおり。（以下、同じ。）			
実施	昭和36年	12月	7日	改正	2000年	6月	2日	実施	昭和36年	12月	7日		改正	2000年	6月
改正	昭和39年	8月	17日		2000年	11月	30日	改正	昭和39年	8月	17日		2000年	11月	30日
	昭和49年	1月	9日		2001年	3月	30日		昭和49年	1月	9日		2001年	3月	30日
	昭和53年	1月	11日		2002年	11月	22日		昭和53年	1月	11日		2002年	11月	22日
	昭和55年	3月	3日		2004年	4月	14日		昭和55年	3月	3日		2004年	4月	14日
	1982年	7月	9日		2005年	1月	4日		1982年	7月	9日		2005年	1月	4日
	1983年	1月	12日		2007年	9月	10日		1983年	1月	12日		2007年	9月	10日
	1987年	6月	19日		2014年	2月	8日		1987年	6月	19日		2014年	2月	8日
	1989年	3月	31日		2016年	4月	1日		1989年	3月	31日		2016年	4月	1日
					2016年	8月	26日						2016年	8月	26日
					2017年	11月	28日						2017年	11月	28日
													2020年	月	日
学校法人 立教学院 立教大学原子力研究所						学校法人 立教学院 立教大学原子力研究所						補正の理由 4) (施行年月日記載行の追加)			

原子炉施設の保安規定の変更認可申請の一部補正に係る新旧対照表（赤字は現行保安規定からの変更箇所を示す。）

補正前（令和2年1月21日申請時）	補正後	補正の理由
<p>第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めるときは、第25条に定めるところに準じて、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。ただし、機器又は部品の交換等その保修により機能が変わらず、性能が同等若しくは同等以上の場合については、第25条に定める手続きを省略し、保安監督者の同意を得て行うことができる。</p>	<p>第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めるときは、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。</p> <p>2 前項において機器（供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器に限る。）の取替えを行う場合は、その機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。</p> <p>3 第1項において部品の取替えを行う場合は、設備または機器の機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。</p> <p>4 室長は、第1項の保修を行うに当たり、あらかじめ、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>6 所長は、第2項に係る計画について安全委員会に諮問する。</p>	<p>補正の理由 4)（「第25条に定めるところに準じて」を削除。</p> <p>補正の理由 1)</p> <p>補正の理由 2)</p> <p>補正の理由 1)、2)</p> <p>補正の理由 1)、2)</p> <p>補正の理由 1)</p>

原子炉施設の保安規定の変更認可申請の一部補正に係る新旧対照表（赤字は現行保安規定からの変更箇所を示す。）

補正前（令和2年1月21日申請時）	補正後	補正の理由
<p>第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去を含む。）、又はこれに準じるような機器（供用期間中に設計及び工事の方法の認可を受けた機器に限る。）の交換等を行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造後の特性の変化及びその対策について具体的に検討して、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p>	<p>第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去を含む。）、又は第23条に該当しない機器等の取替えであって許認可を必要とするものを行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造等後の特性の変化及びその対策について具体的に検討して、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p>	<p>補正の理由 3)</p> <p>補正の理由 4)</p>